

(別添)

奨学金返還支援制度に係る広報等委託業務仕様書

1 委託業務名称

奨学金返還支援制度に係る広報等委託業務

2 事業期間

契約締結の日から令和6年2月29日(木)まで

3 事業目的

愛媛県が実施している「中核産業人材確保のための奨学金返還支援制度」(以下、「制度」という。)の助成対象者及び登録企業の募集に係る周知・広報を効果的に実施することで制度の利用者拡大を図り、将来の県内産業を支える学生の県内定着及びU I Jターン就職の促進を図ることを目的とする。

【制度の概要及び募集状況】

以下のURLを参照

<https://www.pref.ehime.jp/h30580/syougakukinn/henkansienseido.html>

4 委託業務

サークルや部活動、学生団体など、大学生が主体となって活動している団体等(以下、「学生団体等」という。)を活用し、所属している学生同士のネットワークを通じた広報活動を実施するとともに、多くの就活学生が利用しているSNSや就職支援情報サイト等を活用した情報発信を行う。

(1) ターゲット

県内外の大学3年生及び大学院1年生(以下、「対象学生」という。)

【募集人数 100名】

(2) 実施内容

①制度の周知・広報用短編動画等の制作

- ・制度を周知・広報するための短編動画やバナー画像等の広報用素材を複数制作すること。
- ・制作に当たっては、対象学生に制度の内容や申請手続きの方法、制度利用のメリットを正確に伝えるとともに、応募意欲を高めるための工夫を凝らした内容とすること。

②登録企業紹介動画等の制作

- ・対象学生に登録企業の会社概要や働く魅力を紹介する短編動画やバナー画像等の広報用素材を複数制作すること。

- ・広報用素材は、対象学生の登録企業に対する興味・理解の促進や就職意欲の醸成につながる内容とすること。
- ・企業の選定（募集・選考を含む）、取材、撮影、編集など、広報用素材の制作に関する全ての作業を行うこと。

③学生団体等を活用した広報活動

- ・上記①②で制作した広報用素材を活用し、学生団体等の所属学生に対する制度の周知・広報を実施すること。
- ・周知・広報の実施に当たっては、所属学生による情報拡散を促し、より多くの対象学生に情報を届けるための工夫を凝らした手法で実施すること。

④SNS・ウェブサイト等での情報発信

- ・上記①②で制作した広報用素材を活用し、受託者が開設しているSNSアカウントでの記事投稿やウェブサイトでの制度紹介その他効果的な手法により、対象学生に対する制度の周知・広報を実施すること。
- ・周知・広報の実施に当たっては、学生の利用頻度が高い情報発信ツールを活用するとともに、対象学生の応募意欲を高めるための工夫を凝らした手法で実施すること。

⑤登録企業の開拓

- ・対象学生の制度利用による就職先の選択肢を拡大し、より多くの応募へと繋げるため、新たな登録企業の開拓に向けた情報発信その他効果的な取組みを実施すること。

(3) その他

- ・その他本仕様に記載のない事項については、予算の範囲内であれば独自提案として提案すること。
- ・県が独自に実施予定の周知・広報は以下のとおりであるため留意すること。
 - 本県出身の大学3年生の帰省先住所へのチラシ送付（約4,400件）
 - 大学キャリアセンター等への周知依頼（約160校）
 - 経済団体等への周知依頼（6団体）
- ・本事業の成果を測るため、適切な指標及び数値目標を設定すること。また、数値目標を達成した場合も、予算の範囲内で事業効果の最大化を目指して事業を継続すること。

5 事業計画書及び報告書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後遅滞なく、受託者が提案した企画提案書をもとに、具体的な業務内容について県と協議の上、委託契約書に定める事業計画書を作成し、提出すること。
- (2) 委託業務完了後、委託契約書に定める実績報告書を作成し、県の完了検査を受けること。
- (3) 県は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、

または報告を求めることができる。

6 再委託の可否

受託者は、業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、やむを得ず、業務の一部を第三者に再委託する場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて県に提出し、承諾を得なければならない。

7 その他の留意事項

- (1) 受託者は、本業務を統括する責任者を1名配置すること。
- (2) 受託者は、本委託業務実施に当たり、愛媛県と十分な協議を重ねながら実施し、進捗状況を適宜報告すること。
- (3) 受託者は、愛媛県情報セキュリティポリシー及び愛媛県ソーシャルメディア利用ガイドラインを遵守すること。
- (4) 本業務は別紙「デジタルプロモーション実施時における留意事項」に基づき実施すること。
- (5) 本業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- (6) 事業の実施のための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (7) 本事業により作成する一切の成果物の権利は、全て愛媛県に帰属するものとする。